

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○平成二十一年度ブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査の実施	(畜産課)	一
○平成二十一年度アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施	(畜産課)	一
○平成二十一年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	(畜産課)	二
○平成二十一年度豚コレラ検査の実施	(畜産課)	二
○平成二十一年度オースキー病の検査の実施	(畜産課)	二
○平成二十一年度高病原性鳥インフルエンザの検査の実施	(畜産課)	三
○平成二十一年度家きんサルモネラ感染症の検査の実施	(畜産課)	三
○平成二十一年度馬伝染病貧血の検査の実施	(畜産課)	三
○平成二十一年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の検査の実施	(畜産課)	三
○平成二十一年度腐蝕病の検査の実施	(畜産課)	四
○平成二十一年度ピロプラズマ病の検査の実施	(畜産課)	四

告 示

○宮城県告示第二百一十一号
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病及びヨーネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、七ヶ宿町、村田町、丸森町、岩沼市、亘理町、山元町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、大崎市（旧古川市、三本木町の区域）、加美町、栗原市（旧瀬峰町、鷲沢町、花山村の区域）、登米市（旧東和町、南方町の区域）、本吉町又は南三陸町（旧歌津町の区域）で飼育しているもの
- 2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 共同牧野等に放牧する牛
- 5 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百一十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

<p>四 実施の期日 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 血清学的検査</p> <p>○宮城県告示第二百二十三号</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生状況等を把握するための検査（以下、「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十一年三月十九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 実施の目的 伝達性海綿状脳症の発生状況の把握</p> <p>二 実施する区域 県内一円</p> <p>三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲 月齢又は推定月齢が満二十四日以上で死亡した牛の死体（牛海綿状脳症特別対策措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く）</p> <p>四 実施の期日 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで</p> <p>五 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法</p> <p>○宮城県告示第二百二十四号</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生状況等を把握するための検査（以下、「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十一年三月十九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 実施の目的 豚コレラの発生予防</p> <p>二 実施する区域</p>	<p>四 実施の期日 県内一円</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚</p> <p>1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚</p> <p>2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄豚</p> <p>3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚</p> <p>四 実施の期日 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法</p> <p>○宮城県告示第二百二十五号</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生状況等を把握するための検査（以下、「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十一年三月十九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 実施の目的 オーエスキー病の発生予防</p> <p>二 実施する区域 県内一円</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚</p> <p>1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚</p> <p>2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄豚</p> <p>3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚</p> <p>四 実施の期日 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法</p>
---	--

血清学的検査

○宮城県告示第二百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

六週齢以上の家きん（飼養羽数が百羽以上（ただし十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

1 臨床検査及び血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）
2 その他必要な検査

○宮城県告示第二百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄馬
3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬

4 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬

5 馬術競技又は乗馬に供し、又は供する目的で飼育している馬

6 その他知事が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視

伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜

2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一及び病性鑑定指針（平成十年十月二十二日付け十A第九百三十七号農林水産省畜産局長通知）並びに種畜検査執務要領（昭和五十九年十月六日付け五十九畜A第三千六百二十一号農林水産省畜産局長通知）に規定する方法

○宮城県告示第二百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち（転飼及び定飼蜂群）

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令について（昭和三十年十一月一日付け三十畜局第四千三百三十三号農林水産省畜産局長通達）別紙腐蛆病検査要領に規定する方法

○宮城県告示第二百三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射、薬浴又は投薬（以下「注射等」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射等を受けるべき旨を命ずる。

平成二十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ピロプラズマ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

共同牧野等で放牧飼養される牛

四 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法

薬浴